

## 指名停止措置の概要（発注官庁の申し合わせ）

「一定の要件に該当するため、工事を受注させるのにふさわしくない有資格業者について、部局長がその所属担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置」を「指名停止」という。

### 1. 独占禁止法違反行為に伴う指名停止措置を講じる時期

独占禁止法第3条に違反した場合は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行う。

- イ 排除措置命令
- ロ 課徴金納付命令
- ハ 刑事告発

ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

### 2. 指名停止措置の期間

- ・ 独占禁止法違反（に係る行政処分）があった場合には2ヵ月以上12ヵ月以内
- ・ 重大な独占禁止法違反（に係る刑事告発）があった場合には6ヵ月以上24ヵ月以内 等
- ・ 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

\* 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）及び同モデル運用申合せを基に作成